

(目的)

第1条 この規程は、学校法人駿河台大学（以下「本法人」という。）が保有する情報の公開に際して必要な事項を定め、当該情報を公開することにより、本法人の運営及び教育研究等の諸活動に関する社会的説明責任を果たし、公正かつ透明性の高い運営を実現することを目的とする。なお、個人情報に関する事項及び財務書類等の閲覧・公開に関する事項については別に定める。

(定義)

第2条 この規程において「公開」とは、本法人が有する情報を自主的に公表することをいう。

2 この規程において「本法人」とは、特段の定めがない限り、本法人が設置する学校を含むものとする。

(情報の公開)

第3条 本法人は、次の各号に定める情報について、ホームページ等を通じて、広く社会に公開する。

- (1) 学校法人及び学校の基本情報
- (2) 財務及び経営に関する情報
- (3) 教育・研究活動に関する情報
- (4) 学生生活・課外活動に関する情報
- (5) 社会貢献・連携活動に関する情報
- (6) 進路・進路支援に関する情報
- (7) 校地・校舎等の施設・設備に関する情報
- (8) 大学評価に関する情報
- (9) 学則・諸規程等に関する情報

2 前項各号の規定による公開情報以外の情報についても、必要に応じて公開に努めるものとする。

(情報の管理・公開の義務)

第4条 各事務部（室）、各学部、各大学院研究科、研究所及び各センター等の長（以下「部局長」という）は、それぞれ所管する情報を適正に管理し、本規程に基づき必要に応じて公開しなければならない。

2 部局長は、所管情報の漏洩、滅失、毀損及び改ざんの防止のために必要な措置を講じなければならない。

(関係法令等の遵守)

第5条 部局長は、所管情報の管理、公開において、関係法令、契約による義務及び関連する諸規程等を遵守しなければならない。

(事務)

第6条 この規程における情報の管理及び公開に関する事務のうち、各部署に関する事項は 各部署で処理し、それ以外のホームページ等による公開に関する事務は広報担当部署（入試広報課）が行う。

附則

この規程は、平成26年7月31日から施行する。

令和3年4月1日一部改正。

この改正規程は、令和5年10月1日から施行する。